

番 号 : 131226

国 名 : パプアニューギニア

担当部署 : 産業開発・公共政策部

案件名 : 投資促進アドバイザー業務 (投資促進ハンドブック作成)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 投資促進ハンドブック作成
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年2月中旬から2014年5月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5 M/M、現地 2.0 M/M、合計 2.5 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	60日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月15日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	投資促進に係る各種業務
対象国/類似地域	パプアニューギニア/全世界 (本邦含む。)
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

パプアニューギニアは、金、銅、石油・天然ガス等の資源に恵まれており、資源ブームに伴って過去10年間かつてない経済成長を経験してきた。また、近年では大規模な液化天然ガス (LNG) 開発プロジェクトが実施され、間もなくLNGの生産が開始されることが見込まれていることもあり、今後も海外からのさらなる投資促進が期待されている。さらに、パプアニューギニアの国家長期

戦略である「PNG Vision 2050」では「鉱物資源への依存からの脱却と持続可能な産業推進による経済成長を目指す」ということが述べられており、そのための基盤として、各種インフラ整備と共に、パプアニューギニアにおける外国資本も含む様々な事業の推進のための投資環境の整備が不可欠である。

一方で、1992年に商工業省の下に設立された投資促進庁（以下「IPA」：Investment Promotion Authority）は、投資促進・輸出振興の中心的役割を担い、投資環境整備などによる投資促進、外資系企業の投資支援、国内外の投資法人の登記などを主な業務としている。しかし、IPAは投資家が求める情報発信、投資支援に係る能力不足のため、同国に対する海外投資家の誘致が効果的に実施されていないのが現状である。

このような状況の下、JICAはパプアニューギニアへの「投資・貿易促進環境整備」の協力として、IPAに2001年からシニアボランティアを派遣し、現在は2012年3月から5代目となるシニアボランティアを派遣中であり、投資・輸出振興に関する法制度整備支援や国内外での投資セミナー開催支援、投資・輸出関連資料の翻訳、紹介などを行っている。また、2009年から2010年にかけては専門家として投資・貿易輸出促進アドバイザーを派遣した。

このような我が国の協力により、パプアニューギニアは我が国政府と2011年4月に投資促進保護協定（the Investment Promotion and Protection Agreement）を締結することに合意し、現在パプアニューギニア国会で審議中である。

現在パプアニューギニアIPAをカウンターパート（以下「C/P」）として、投資促進アドバイザーが専門家として派遣中で、海外企業が同国に投資する上で必要な基本的な情報の収集、有望産品の特定、有望産品への投資促進に当たって必要な情報の調査、投資促進資料の作成及びこれら業務実施に係る技術移転を行っている。

投資促進資料の作成の一環として投資促進ハンドブックが含まれるが、当該投資促進ハンドブック作成に当たっては多岐にわたる情報を収集するのみならず、当該投資促進ハンドブックに定める規則に係る具体的な運用方法を確認し、追記することが必要である。

このため、本件の専門家は、パプアニューギニア内の多数の関係機関を訪問し、投資に係る規則、運用、法令の整合性について専門的見地から関係機関の補足調査を行い、かつ分析作業を行うことにより投資促進ハンドブックの一部を作成することを目的として派遣するものである。

7. 業務の内容

本専門家は投資促進アドバイザーが取りまとめを行う投資促進ハンドブック作成にあたり、投資促進ハンドブックに定める規則及び当該規則に係る具体的な運用方法等がパプアニューギニアの法令等に照らして、適切なものとなるよう専門的見地から関係当局に補足調査をし、かつ、分析を行うことにより、当該投資促進ハンドブックの部分的な執筆を行うものである。

なお、当該投資促進ハンドブックはA4版50ページ程度で次の項目を含むことを想定している。

①パプアニューギニアに投資する理由、②パプアニューギニアの投資ポテンシャル、③投資ガイドライン(政府の方針、投資促進庁)、④投資形態、⑤土地、⑥優遇措置、⑦法人税、⑧個人所得税、⑨その他の諸税、⑩労働許可証とVISA、⑪二重課税阻止条約、⑫投資協定、⑬外国貨幣に関する外国為替管理又は規則、⑭工業団地、⑮関係先リスト。

上記のうちパプアニューギニアにおける投資・貿易に係る全般的な経験及び投資環境に対する全体的な理解が求められる①～⑤⑭⑮は投資促進アドバイザーが執筆することとし、投資促進ハンドブックに定める規則及び当該規則に係る具体的な運用方法等がパプアニューギニアの法令等に照らして、適切なものとなるよう専門的見地から関係当局に補足調査をし、かつ、分析を行うことが求められる⑥～⑬については投資促進アドバイザーが収集した資料を活用しつつ、本件の専門家が中心となって執筆することとする。

本専門家の具体的な担当事項は次のとおりとする。

[投資促進ハンドブック作成]

(1) 国内準備期間 (2014年2月中旬)

- ① 上記7に記載の投資ハンドブック記載項目につき、投資促進アドバイザーが既に収集済みの投資ガイドライン (B5版100ページ程度) (パプアニューギニア国ポートモレスビー商工会議所作成)、各種分野別資料等により、整理を行い、現地での業務内容の把握を行う。
- ② 上記①で整理した情報を基に、上記ハンドブックのうち、本件の専門家が補足調査及び分析を実施するための質問票(案)の作成(既存資料の記載内容の確認のみをする事項と、法令の規定内容と現状との対応関係を調査する事項との整理)、調査計画の検討、投資促進ハンドブックの構成を再検討する。
- ③ ワークプラン(案)(和文・英文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間 (2014年2月上旬～4月上旬)

- ① 開始時にIPA及びJICAパプアニューギニア事務所にワークプラン (和文・英文) を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② 国内準備期間による作業に加え、パプアニューギニア国内にて投資促進に関する最新の資料を収集し、情報を整理する。
- ③ 上記②で整理した情報を基に、IPAとともにパプアニューギニア政府関係機関に対する質問票を更新し、関係機関に送付する。
- ④ IPAとともにパプアニューギニア政府関係機関を訪問し、上記③で作成した質問票に基づき、法令の規定内容の確認、運用状況等について補足調査・分析を実施する。
- ⑤ 調査結果を用いて、IPAとともに担当部分につき投資促進ハンドブックの原稿案 (英文) を作成し、投資促進アドバイザーが全体を取りまとめたうえで、JICAパプアニューギニア事務所及び産業開発・公共政策部に提出し、内容確認を得たうえで、IPAによる内容確認を得る。
- ⑥ 上記③～⑤の実施に際し、投資促進ハンドブックの改訂作業をIPAが単独で実施することができるよう、投資促進ハンドブック作成のための調査・分析手法、分析結果の発信手法に関するIPAへの指導も実施する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、業務の成果、意見等を含む現地業務結果報告書 (英文) を作成し、IPA及びJICAパプアニューギニア事務所に提出・報告を行う。

(3) 帰国後作業期間 (2014年4月中旬～4月下旬)

- ① 上記 (2) ⑥で得られた調査結果を用いて、担当部分について投資促進ハンドブックの原稿案 (和文) を作成する。(最終的には、投資促進アドバイザーが投資促進ハンドブック全体を取りまとめる。)
- ② 投資促進ハンドブック原稿案を基に、レイアウト調整等を行い投資促進ハンドブックの製本版第一案 (和・英) を作成する。同案をもとに投資促進アドバイザーが最終版を作成する。
- ③ 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン
和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAパプアニューギニア事務所)
英文3部 (C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAパプアニューギニア事務所)
- (2) 現地業務結果報告書 (英文3部：C/P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAパプアニューギニア事務所)
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(投資促進ハンドブック製本版第一案(和・英)を含む)
和文2部 (JICA産業開発・公共政策部、JICAパプアニューギニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。また、現地派遣期間中の業務従事月報(和文1部)を作成し、JICAパプアニューギニア事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
なお「航空賃については、成田(日本)ーポートモレスビー(パプアニューギニア)(直往便)間のみを計上して下さい。」
積算可能な費用項目については
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html
プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。
- (2) 戦争特約保険料
特になし
- (3) 一般管理費等の上限加算
特になし

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ①現地業務日程
現地派遣期間は2014年2月15日～4月15日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。
 - ④ 現地での業務体制
本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。
 - ・投資促進アドバイザー
 - ③便宜供与内容
 - ア) 空港送迎
あり
 - イ) 宿舎手配
あり
 - ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

投資促進庁内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境有）

(2) 参考資料

本件に係る資料（関連する専門家の活動報告書等）は、産業開発・公共政策部産業・貿易第一課（TEL03-5226-8046）にて閲覧できます。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② 調査手法について最終的にはJICAが決定するものとする。
- ③ パプアニューギニアの物価の高騰に伴う措置として、首都ポートモレスビーのホテル泊については1泊32,300円、レイのホテル泊については1泊27,300円にて経費を計上することとする。
なお、レイを除く地方部での宿泊については通常の宿泊料基準額を適用する。
- ④ 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

以上